

一般社団法人 笑顔をとどける育英会
2024 年度奨学生 募集要項

1. 趣旨

当奨学金は、母子家庭等がかつ経済的に困難な状況に置かれている学生に対して奨学金を支給することにより、一人でも多くの学生が就学の機会を得られるように支援することを目的といたします。

2. 当奨学金の概要

(1) 支給対象者

4 年制または 6 年制の大学に在籍する大学生（学部、学科は不問。大学院生は除く）

(2) 支給人数

5 名程度

(3) 支給額

月額 3 万円（年額 36 万円）

(4) 支給期間

所属する学部の最短修業年限（4 年制の場合は 4 年間、6 年制の場合は 6 年間）を上限とする。

(5) 奨学金の返済義務

返済義務なし（給付型）

(6) 他団体の奨学金制度・就学支援制度との併用または併給

制限なし

(7) 支給方法

当法人の奨学金規程にもとづき、月に 1 回、当月分を応募者本人の名義の口座に振込

3. 応募資格

当奨学金の応募資格を有する者は、以下の要件をすべて満たす者といたします。

- 1) 2024 年 4 月 1 日現在、日本の 4 年制または 6 年制の大学（大学院は除く）の 1 年生として在籍している者（所属する学部、学科は不問）
- 2) 2024 年 4 月 1 日現在、満 20 歳未満の者
- 3) 2024 年 4 月 1 日現在、日本国籍または日本の永住権を有し、かつ、日本国内に居住している者
- 4) 母子家庭等（離別または死別などの理由により応募者の父親が現にいない世帯をいう。なお、ここでいう母子家庭等には、応募者および応募者の母親のほか、応募者の祖父母や兄弟姉妹（年齢不問）が世帯員として含まれる世帯も含むものとする。）の世帯員であって、経済的支援を必要とする者

※「経済的支援を必要とする者」の該当基準については、世帯年収（世帯全員の年収の合計）がおおむね 370 万円以下であること（給与収入世帯の場合）を一つの目安

といたしますが、その判定にあたっては、世帯年収の金額のみで一律に判断せず、世帯構成、学費、居住地域等の諸事情を考慮し総合的に判断いたします。

- 5) 高校3年間の評定平均値が5段階で3.0以上である者（高校を卒業した者に限る）
- 6) 在籍する大学の指導教員等の推薦がある者

4. 応募方法

(1) 応募期間

2024年4月1日（月）～2024年6月28日（金） ※当日必着

(2) 応募方法

応募期間中に応募書類を当法人まで直接郵送して下さい。

(3) 応募書類

以下のすべての応募書類を郵送して下さい。なお、当法人の指定書式は、当法人のホームページ（<https://www.egao-ikuei.com>）からダウンロードして下さい。

表 1. 応募書類一覧

	書類名	備考
①	応募書類チェックリスト	・当法人の指定書式を使用すること
②	願書	・当法人の指定書式を使用すること ・顔写真を貼付すること
③	学生証のコピー	・A4用紙1枚に学生証の両面をコピーしたもの
④	在学証明書	・在籍している大学が発行するもの
⑤	成績証明書 ※高校を卒業した者に限る	・出身高校が発行するもので、全学年分の成績や評定平均が記載されたもの
⑥	推薦状	・在籍する大学（学長、学部長、指導教員等）が発行するもの ・大学指定の書式がある場合は大学指定の書式で可 ・大学指定の書式がない場合は当法人の指定書式を使用すること
⑦	住民票の写し（原本）	・世帯全員分の記載があるもので発行日から3か月以内のもの ・続柄が記載されているもの ・マイナンバーの記載がないもの
⑧	主たる生計維持者（母親または母親以外の者で世帯の生計を主に支えている者）の収入を証明するもの	主たる生計維持者が次の①～⑤に該当する場合は以下に定める証明書 ①会社員・パート・派遣社員等の給与所得者の場合は2023年分の源泉徴収票のコピー（2箇所以上から給与の支払いを受けている場合はすべての源泉徴収票のコピー） ②自営業者などの事業所得者の場合は税務署の受領印のある2023年分の確定申告書のコピー ③年金受給者の場合は直近の年金振込通知書のコピー ④児童扶養手当を受給している場合は直近の支払通知書のコピー（児童手当については証明書の提出不要）

		<p>⑤養育費または援助を受けている場合は「養育費等に関する申告書」（当法人の指定書式）</p> <p>【注意点】</p> <p>※複数の種類の収入がある場合（例：上記の①と⑤のいずれにも該当する場合）は指定されたすべての証明書を提出して下さい。</p> <p>※①、②に該当する場合は、市区町村発行の「所得（非課税・課税・収入）証明書」の提出でも可としますが、2023年分の収入額または所得額が記載されたものが取得できるのは2024年6月頃（自治体により異なる）からとなりますのでご注意ください。</p> <p>※「所得（非課税・課税・収入）証明書」を提出する場合は、必ず「すべての項目が記載されたもの」を提出して下さい。</p> <p>※上記以外の収入がある場合や上記の証明書等に関して不明な点がある場合は本要項「7. 問い合わせ先」までお問い合わせ下さい。</p>
⑨	小論文	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマは「今までに努力してきたことおよび将来の夢」（1,200文字以内） ・当法人の指定書式に直筆で記入すること ・ChatGPTなどの生成AIまたはこれに類するものを使用して小論文を作成しないこと（厳禁といたします）
⑩	応募時誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人の指定書式を使用すること ・本人および母親などの本人の生計維持者の両方が署名捺印すること
⑪	個人情報の取り扱いに関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人の指定書式を使用すること ・本人および母親などの本人の生計維持者の両方が署名捺印すること

※応募書類は上記の「表 1. 応募書類一覧」の順番にクリップ（ホチキス不可）でひとつに綴り、レターパックまたはA4サイズの封筒に入れて郵送して下さい。

※封筒に「応募書類在中」と記載して下さい。

※郵送頂いた応募書類は、選考の結果に関わらず返却いたしませんのでご了承下さい。

【応募書類郵送先】

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-5 大手町フィナンシャルシティノースタワー24F
一般社団法人 笑顔をとどける育英会 事務局宛

5. 選考について

(1) 選考期間

2024年7月1日（月）～2024年9月30日（月）

(2) 選考方法

一次選考：書類審査、小論文

最終選考：面接試験

※選考は当法人の定める選考基準にもとづいて実施いたします。

※面接試験の詳細については、一次選考合格者に対して個別にご連絡させていただきます。

※面接試験（東京にて開催予定）の受験者については、面接試験会場までの往復交通費を支給いたします。また、遠隔地にお住まいの方については、Zoom等を使用したオンラインによる面接試験を実施する場合があります。

(3) 選考結果

2024年10月10日（木）までにはすべての応募者に対し、採否の結果を郵送にて通知いたします。なお、奨学生として採用された方については、採用通知と併せてその後の手続きについてご案内させていただきます。

選考の経過および採否の結果の理由については公表いたしません。

6. その他

- ・当奨学金は、奨学生の大学卒業後の進路等について何ら制約を課すものではありません。
- ・応募にあたり事実を偽った場合、退学または停学になった場合など、当法人の「奨学金規程」に定める事由が確認された場合は、奨学金の支給の中止・停止や既に支給した奨学金の返還など求めることがありますのでご了承下さい。
- ・奨学生として採用された後、各学年度終了後の成績や生活状況の報告、特段の事情のない限り当法人が行う年1回程度の式典等への参加、アンケートへの協力等が必要となります。詳細については当法人ホームページに掲載しております「奨学金規程」をご確認下さい。
- ・奨学金の初回振込は2024年11月5日（火）とし、2024年4月分～11月分の8ヶ月分を一括で支給いたします。

7. 問い合わせ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-5 大手町フィナンシャルシティノースタワー24F

一般社団法人 笑顔をとどける育英会 事務局

【TEL】 03-6854-1550（平日9：00～12：00、13：00～17：45）

【FAX】 03-6854-1551

【e-mail】 info@egao-ikuei.com